

株主各位

第50回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

企業集団の現況に関する事項
対処すべき課題
主要な事業内容
主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
主要な借入先及び借入額
当社の株式に関する事項
会計監査人に関する事項
業務の適正を確保するための体制
会社の支配に関する基本方針
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会計監査人の監査報告書
監査等委員会の監査報告書

(2025年7月1日から2026年6月30日まで)

朝日インテック株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 対処すべき課題

(1) 経営方針

当社グループは、研究開発型企业として、『医療及び産業機器の分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現するとともに、広く社会に貢献すること』を企業理念としております。特に、当社グループの医療機器分野事業では、主に傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えています。今後も、社会に貢献できる企業であり続けることで、社会及び市場から評価される企業として、更なる成長を目指してまいります。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

① 長期経営ビジョン

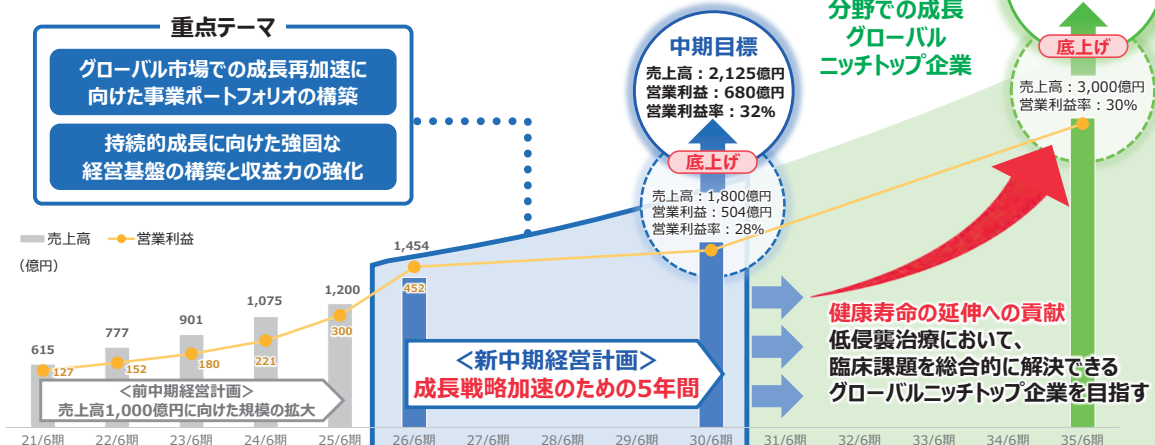
当社グループは、「2035年のありたい姿」として、『健康寿命の延伸に貢献することを使命とし、低侵襲治療において、臨床課題を総合的に解決できるグローバルニッチトップ企業』を目指しております。

当該長期経営ビジョンの実現に向け、事業環境の変化、各事業の進捗状況及び今後の成長機会等を踏まえ、長期的な経営目標を見直し、2035年6月期に連結売上高3,300億円、営業利益率33%の達成を目指しております。

中期経営計画「Building the Future 2030」の位置付け

【基本方針】

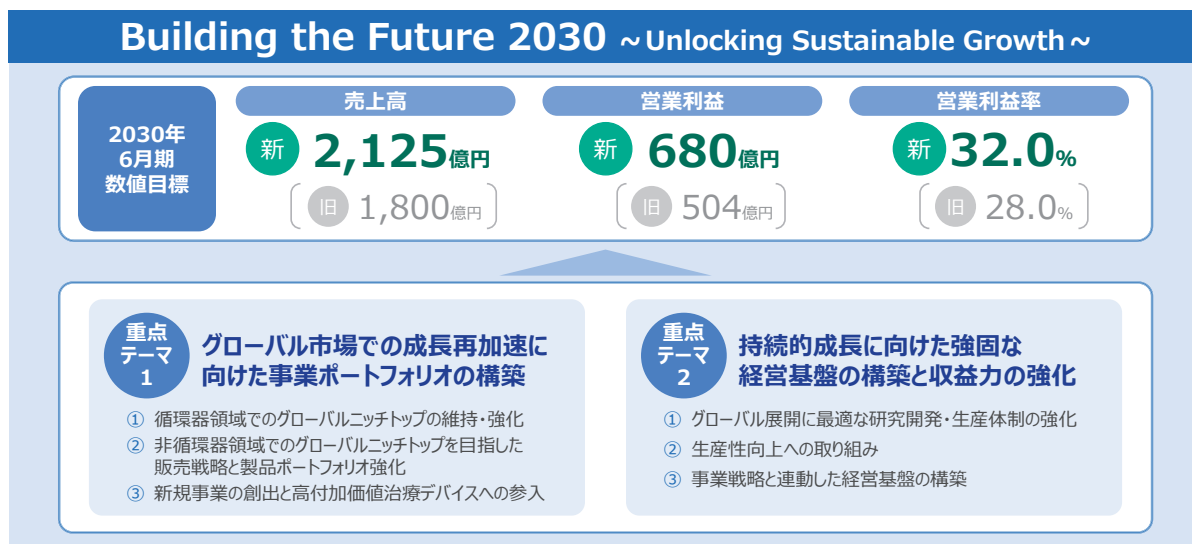
- 成長するための事業ポートフォリオの構築
- 収益力の強化



② 中期経営計画

「2035年のありたい姿」の実現に向けて、新中期経営計画「Building the Future 2030」の2026年6月期～2030年6月期の5会計期間は、「成長戦略加速のための5年間」と位置付け、2035年6月期における長期目標の達成に向けた重要な期間として、事業ポートフォリオの構築と収益力の強化を基本方針とし、以下の重点テーマに取り組みます。新規事業（高付加価値治療デバイス等）の本格的な売上貢献は2031年度以降に期待されるため、当中期経営計画期間は既存事業の収益力強化によって成長を支えてまいります。

当社グループは、当中期経営計画の初年度における業績の進捗及び今後の成長見通しを踏まえ、中期経営計画の数値目標を見直しました。見直し後の目標として、2030年6月期において連結売上高2,125億円、営業利益率32.0%を掲げ、中期経営計画に基づく成長戦略を着実に進めることにより、企業価値の拡大を目指してまいります。



※旧数値は2025年8月策定時に設定した数値であり、中期経営計画の進捗を踏まえ2026年8月に新数値へ見直しを行っております。

重点テーマ１ | グローバル市場での成長再加速に向けた事業ポートフォリオの構築

- ① 循環器領域でのグローバルニッチトップの維持・強化
- ② 非循環器領域でのグローバルニッチトップを目指した販売戦略と製品ポートフォリオ強化
- ③ 新規事業の創出と高付加価値治療デバイスへの参入

当社グループは現在、世界121を超える国と地域に製品を供給しております。当社グループの製品が使用される血管内疾患の症例数は、引き続き新興国を中心にグローバル規模で拡大すると予測されております。こうした中、それぞれの地域において販売・マーケティングの機能をより一層充実させることにより、グローバル規模での収益基盤の強化を図る所存であります。

(メディカル事業売上高構成比)

日本	米国	欧州	中国	その他
13.5%	20.7%	22.0%	29.5%	14.4%

(日本)

日本市場では、病院などに対して自社ブランド製品の直接販売を行い、循環器・非循環器ともに高いシェアを獲得しています。循環器領域では、世界に発信できる医師の方々との関係性をより強固にしていくことで、引き続き高いシェアを保持していくことを目指し、また、非循環器領域では、自社ブランド製品に加えて、直接販売体制を活かした他社製品の販売の強化を進めるなどして多面的な販売力向上に努めてまいります。償還価格下落などの厳しい外部環境がある中、引き続き、シェア拡大と収益拡大を目指します。

(米国)

米国市場では、循環器・非循環器ともに自社ブランド製品の直接販売を行っております。

循環器領域の継続的な伸長に加え、非循環器領域の末梢・脳・腹部を重点市場と位置付け、新製品の積極的な投入や、医師に当社製品の技術的優位性と臨床的価値を実感していただける販売体制・活動の強化を通じて、シェア拡大と収益拡大を目指します。

(欧州)

欧州市場では、自社ブランド製品を、直接販売若しくは現場に密着した複数の代理店を通じて販売しており、主に循環器系製品で高いシェアを獲得しています。段階的に、直接販売化を進めており、2019年7月よりフランス、2021年1月よりドイツ、2021年7月よりイタリアで直接販売に移行し、欧州地域の約半分が直接販売地域です。欧州地域は、薬事法改正などにより、新製品投入に時間を要する地域ですが、医師との関係性強化や営業強化を進め、シェア拡大と収益拡大を目指します。

(中国)

中国市場では、主に自社ブランド製品について、物流プラットフォームを通じた現地代理店による販売を行い、主に循環器系製品で高いシェアを獲得しています。中国市場は循環器・非循環器ともに、症例数の増加が堅調であり、グローバル市場の中でも特に高い成長と発展が見込まれます。

入札制度などの環境変化が進む中でも、物流プラットフォームを通じた複数の現地代理店との協力的な関係構築や支援体制の強化、医師との関係性強化、新製品の投入、販売活動の充実などにより、更なるシェア拡大と収益拡大を目指します。

(その他地域)

アジア・中近東・オセアニア・南米地域などにおいて、潜在成長力のある新興国を中心に、現地代理店を通じて、自社ブランド製品を販売しており、循環器系製品において高いシェアを獲得しております。循環器・非循環器領域ともに、現地代理店支援などの販売活動強化により、更なるシェア拡大と収益拡大を目指します。

<患部・治療領域の拡大>

(ニッチトップ Number One製品戦略)

循環器領域の主力製品PCIガイドワイヤーや貫通カテーテルについては、引き続き総合的なラインナップの充実などにより、ナンバーワンのポジションを盤石化してまいります。

さらには、循環器領域のみならず、末梢血管・脳血管・腹部血管・消化器、加えて動物治療・ロボティクス(外科)などの非循環器領域への製品展開を強化する施策を継続して進めてまいります。非循環器領域については、循環器領域で培った技術を応用した横展開や、事業提携の強化などにより、新製品の拡充に努めると同時に、特に海外地域における販売体制を強化し、グローバル規模での市場シェアの獲得に努めてまいります。

(Only One製品及び高付加価値品戦略)

戦略製品の拡大の一環として、高付加価値治療製品領域への進出を目指してまいります。現在、治療が困難とされている石灰化病変については、循環器及び非循環器領域(末梢)ともに、依然として臨床的な課題が残っていると認識しております。

当社グループは、これまで循環器領域を中心としたCTO病変などの難易度の高い治療も可能な製品群を開発し、CTO領域におけるPCI治療選択率の拡大に寄与してきました。

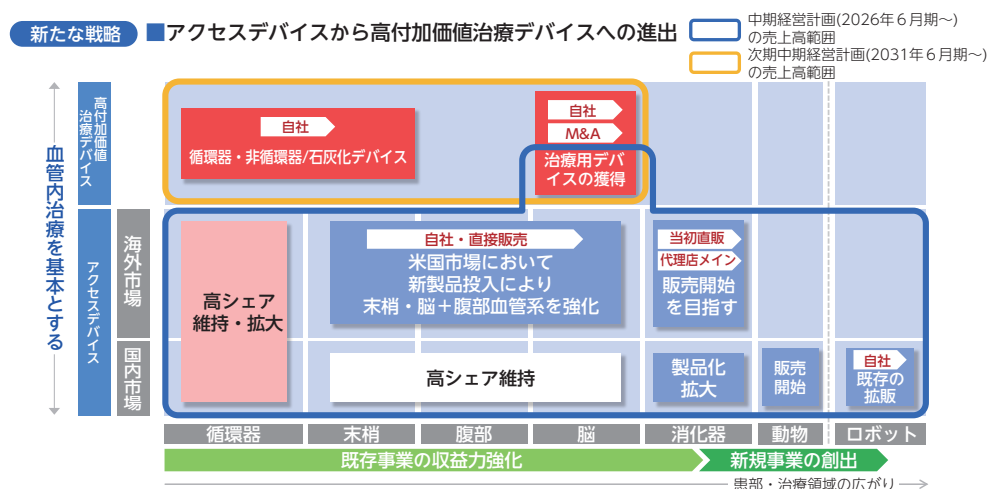
今後も、研究開発型企業として、CTO病変も含む石灰化病変などの臨床課題に対して、先端技術を使った新しい機能を保持した製品群を開発し、低侵襲治療の普及や発展に寄与してまいります。

また、非循環器領域(脳)を中心に、高付加価値品も含めた製品群の拡充を目指し、シナジーを追求してまいります。自社製品での開発に加えて、必要に応じて技術提携、M&A、少数株主投資などを駆使し、外部からの新技術導入や有力パートナーとの戦略的提携も検討してまいります。

事業ポートフォリオの強化に努め、グローバルで持続的に成長する企業を目指してまいります。

注：CTO（慢性完全閉塞）

長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術（バイパス手術）の領域でしたが、当社グループがCTOにも使用可能なPCIガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在では、国内においてはPCI治療（カテーテル治療）が主流となっております。



重点テーマ2 | 持続的成長に向けた強固な経営基盤の構築と収益力の強化

①グローバル展開に最適な研究開発・生産体制の強化

②生産性向上への取り組み

研究開発体制のグローバル化として、米国の直接販売の拠点である連結子会社ASAHI INTECC USA, INC.において、最終顧客である医師からのニーズや評価をダイレクトに反映でき、試作レベルまでの対応を可能とした研究開発体制を構築しております。また、連結子会社ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.の研究開発拠点を更に拡充させ、製品仕様の検討を含めた既存製品の改良などをより積極的に進めてまいります。

国内においては、当社グループの研究開発拠点の中心であるグローバル本社・R&Dセンター（愛知県瀬戸市）において臨床現場と密に連携した製品開発を行っております。また、基盤技術開発強化を目的とした大阪R&Dセンター、次世代医療機器技術の研究開発を目的とした東京R&Dセンター、樹脂技術開発強化を目的とした静岡R&Dセンター、精密加工技術開発強化を目的とした東北R&Dセンターなど、リスク管理のために開発機能の分散を図りつつ、国内の研究開発体制についてはより付加価値の高い開発機能にシフトさせながら更なる充実を進めてまいります。

また、当社グループでは、現在、日本においては研究開発・試作に特化し、量産品については原則として海外の連結子会社に生産移管しており、素材から完成品までの一貫生産が海外工場（ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.（タイ工場）、ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.（ハノイ工場）、及びTOYOFLEX CEBU CORPORATION（セブ工場））で実現できる体制が整っております。その中で、リスク管理や事業継続計画（BCP）の観点から、グループ全体での生産拠点の最適化を図っており、現地事情などにより、一部の工場が操業不能に陥った場合においても、別の工場にて代替生産の大部分を担えるよう体制の構築を進めております。これらの目的に加えて、更なる増産体制を構築するために、ハノイ工場の増設を行っております。

今後も、グローバル展開に最適な研究開発拠点や生産体制の構築・拡充により、当社グループの成長戦略を下支えしていきます。

グループ全体での生産能力の拡張・分散化



日本

- ・研究開発の中心拠点
- ・瀬戸 / 大阪 / 静岡 / 東北 / 東京などにおいて役割を分散化

カントリーリスクを踏まえて複数の工場で同じ製品が生産可能な状態に



タイ工場

- ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.
- ・ハノイ・セブ工場への分散化
- ・ハノイ・セブ工場の立上を支援



ハノイ工場

- ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.
- ・タイ工場からの分散化
- ・セブ工場への移管を実施中
- ・増産のための新工場を25/6期に稼働開始



セブ工場

- TOYOFLEX CEBU CORPORATION
- ・タイ・ハノイ工場からの移管
- ・医療機器分野の完成品の量産を拡大

全世界の
需要先へ直送

- ・海外販売倉庫の拡充
- ・サプライチェーン全体の動きを最適化し、タイムリーな供給体制を構築

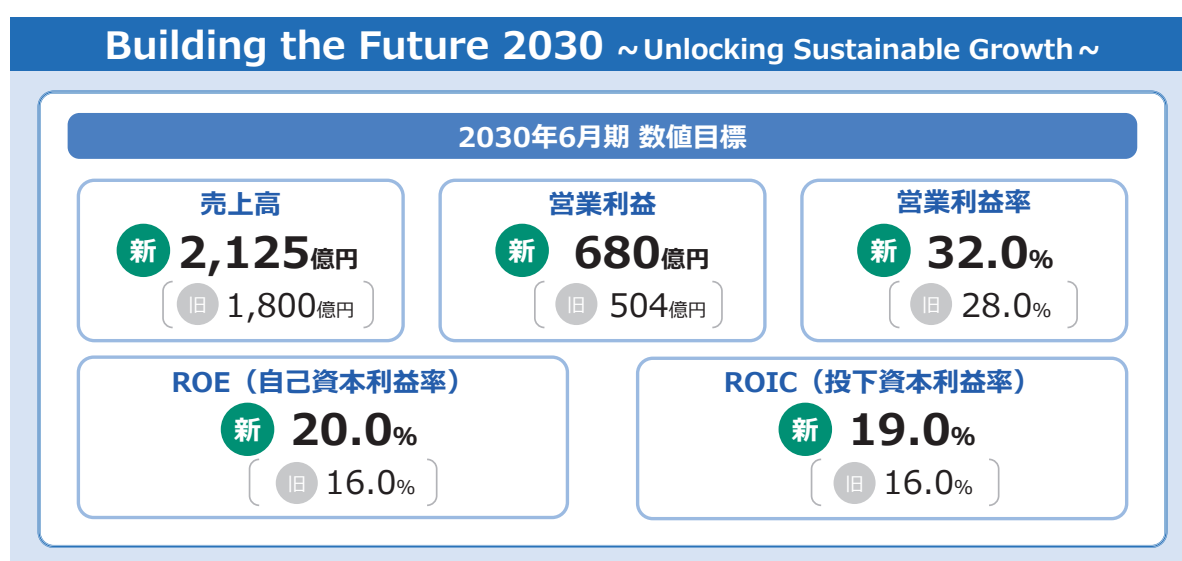
③事業戦略と連動した経営基盤の構築

「Building the Future 2030」では、事業戦略を中心に持続的な価値創出の具体策を実行するとともに、それを支える経営基盤の強化に向けて「財務戦略」と「非財務戦略」を推進し、企業価値・株主価値を高めていきます。

当社グループの重要な経営管理指標である売上高、営業利益及び営業利益率について、前述の施策などにより、売上高の拡大、生産性の向上及び適切なコストコントロールを通じた収益体質の強化を図り、キャッシュ創出力や資本効率を持続的に高めていきます。

加えて、財務の健全性を保ちながら、資本コストを踏まえた資本政策を推進してまいります。当社グループは、中期経営計画の初年度における業績の進捗及び今後の成長見通しを踏まえ、重要な財務指標であるROE（自己資本利益率：Return On Equity）及びROIC（投下資本利益率：Return on Invested Capital）のKPIを見直しました。見直し後の目標として、2030年6月期において、ROE20.0%以上、ROIC19.0%以上を掲げ、更なる向上を目指してまいります。これらのKPIの分析及びモニタリングを継続して行い、改善施策を立案・実行することで、資本コストを意識した取り組みを強化してまいります。

非財務戦略としては、人的資本の強化、DXの推進、コーポレート・ガバナンスの最適化、サステナビリティの推進などに取り組んでまいります。



※旧数値は2025年8月策定時に設定した数値であり、中期経営計画の進捗を踏まえ2026年8月に新数値へ見直しを行っております。

(3) 朝日インテックのサステナビリティ

■ 存在意義

当社グループは、医療機器分野及び産業機器分野の研究開発型企業として、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現するとともに、広く社会に貢献することを企業理念としております。

また、医療機器分野では、傷口が小さく痛みが少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様のQOL（Quality of Life）の向上、早期退院の実現などによる医療費の抑制に貢献しております。

当社グループは、研究開発型企業として、常に高いレベルでの製品づくりを実践しており、それを可能にしているのは、お客様からの高度なニーズにお応えする過程で生み出され、そして培われた数々の独自技術です。これらの高度な独自の技術力は、長年にわたり産業機器分野の極細ステンレスワイヤーロープの製造で培ってきた素材加工力と、創業以来の遺伝子である現場対応力に裏打ちされたものです。

当社グループは今後も、研究開発型企業として、当社独自の技術力を磨き続けることにより、全世界の医療・産業に貢献してまいります。

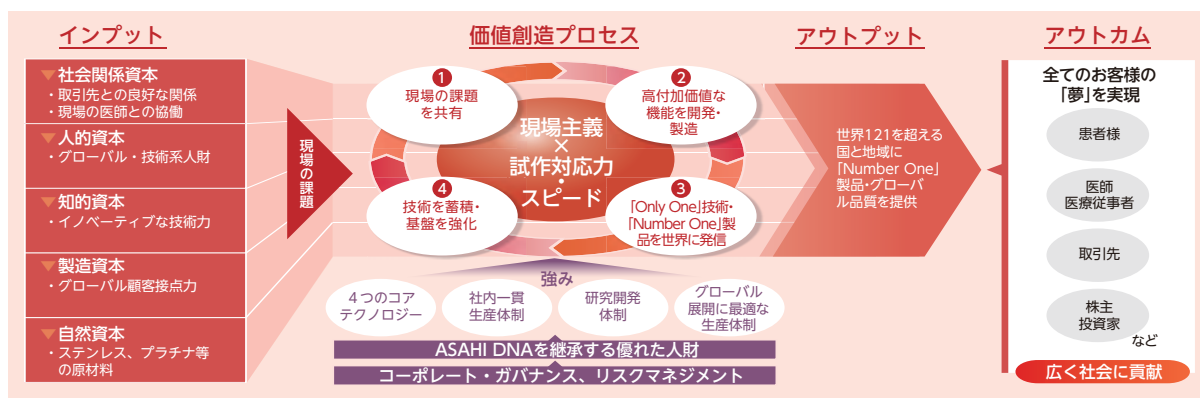
■ 価値創造プロセス

当社グループの競争力の源泉は、①4つのコアテクノロジーを中心とした技術力、②社内一貫生産体制、③研究開発体制、④グローバル展開に最適な生産体制、という4つの強みであり、それらを下支えしているのはASAHI-DNAを継承する優れた人財です。

価値創造の起点は「現場主義」及び「試作対応力」です。①現場の医師やお取引先様の声を地道に吸い上げ、現場の課題を共有し、②素材レベルにまで立ち返って何度も試行錯誤を繰り返しながら高付加価値な機能を開発・製造、③「Only One」技術を備えた「Number One」製品として世界に発信します。

このように、現場の課題を解決するために挑戦し続けることにより、高付加価値を創出し、それがお客様の「夢」の実現へとつながります。また、現場志向により新たな技術が蓄積され、技術基盤が更に強化されることで、新たな課題解決へ挑戦し続けることが可能となります。この一連の流れが、朝日インテック独自の価値創造プロセスです。

この一連のプロセスにより、開発した製品の 하나가CTO治療用PCIガイドワイヤーです。CTOとは長期間完全に閉塞した状態の病変であり、従来、このような病変の治療は特に難易度が高いため、低侵襲なPCI治療の適用が難しく、外科手術（バイパス手術）の領域でした。しかし、世界的権威の日本の医師からの要請を受けたことをきっかけに、医師の方々との共同開発を進め、1995年、医師の高度な手技と、その微細な感覚を的確に反映することが可能な高性能のCTO治療用PCIガイドワイヤーの開発に、世界で初めて成功いたしました。その後、日本を中心にCTO病変についても、PCI治療を行うことが主流となり、その流れは世界中に広がっています。



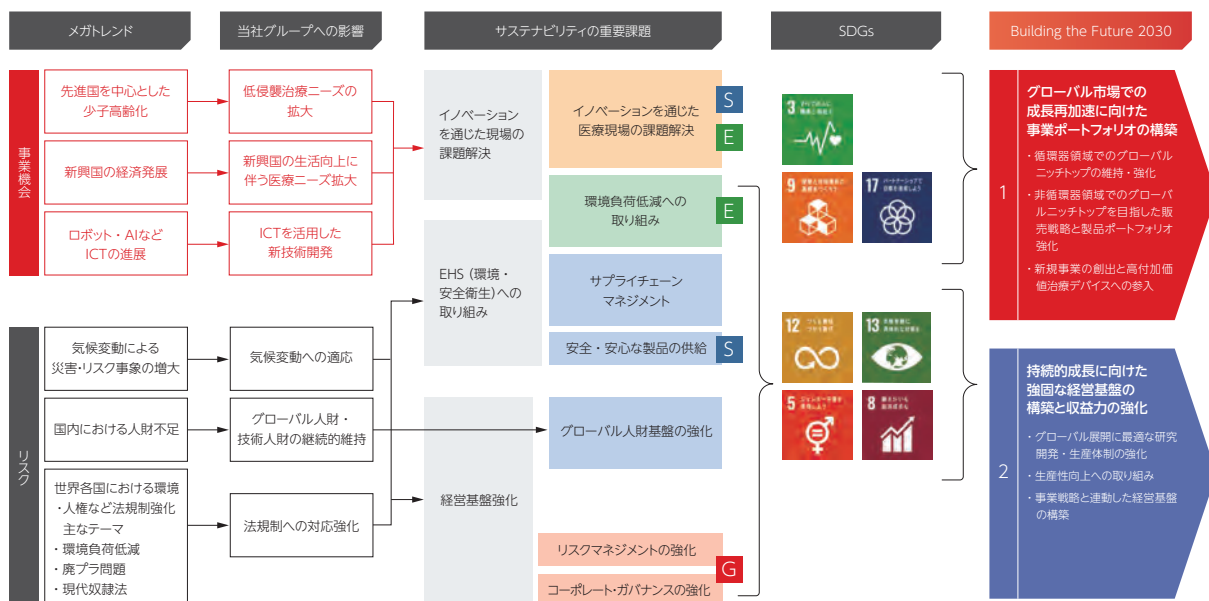
■ サステナビリティの重要課題

先進国を中心とした高齢化の進展、新興国の経済発展などにより、身体にも経済的にも負担の少ない低侵襲治療へのニーズがグローバル規模で増加しており、新興国を中心にカテーテル治療の症例数が増加しております。このような状況のもと、当社グループは、独自の技術力により医療機器を進化させながら、現場の課題を解決し、事業を通して全世界の患者様のQOL (Quality of Life) を高めることを目指しております。

一方、大規模自然災害やパンデミック等のリスク事象が増大する中、BCP (事業継続計画)*をはじめ、リスクマネジメントの強化にも取り組み、世界各国における環境・人権等の規制に対して、サプライチェーン全体を俯瞰しながら対応してまいります。

このように、事業環境の変化が当社グループに与える影響を鑑み、サステナビリティの重要課題を検討しました。この重要課題に対して、成長戦略、経営基盤強化の両面から取り組むことで、社会と当社グループのサステナビリティの実現を目指します。

- 重要課題 1 イノベーションを通じた現場の課題解決
- 重要課題 2 環境負荷低減への取り組み
- 重要課題 3 サプライチェーンマネジメント
- 重要課題 4 安全・安心な製品の供給
- 重要課題 5 グローバル人財基盤の強化
- 重要課題 6 リスクマネジメントの強化
- 重要課題 7 コーポレート・ガバナンスの強化



*BCP (Business continuity planning、事業継続計画)：企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

2. 主要な事業内容

事業部門	事業内容
メディカル事業	主に血管内治療に使用される低侵襲治療製品（治療用のガイドワイヤー・カテーテル製品）について、開発・製造・販売を行っております。
デバイス事業	医療機器分野及び産業機器分野における部材（極細ステンレスワイヤーロープなど）について、開発・製造し、国内外のメーカーへ販売を行っております。

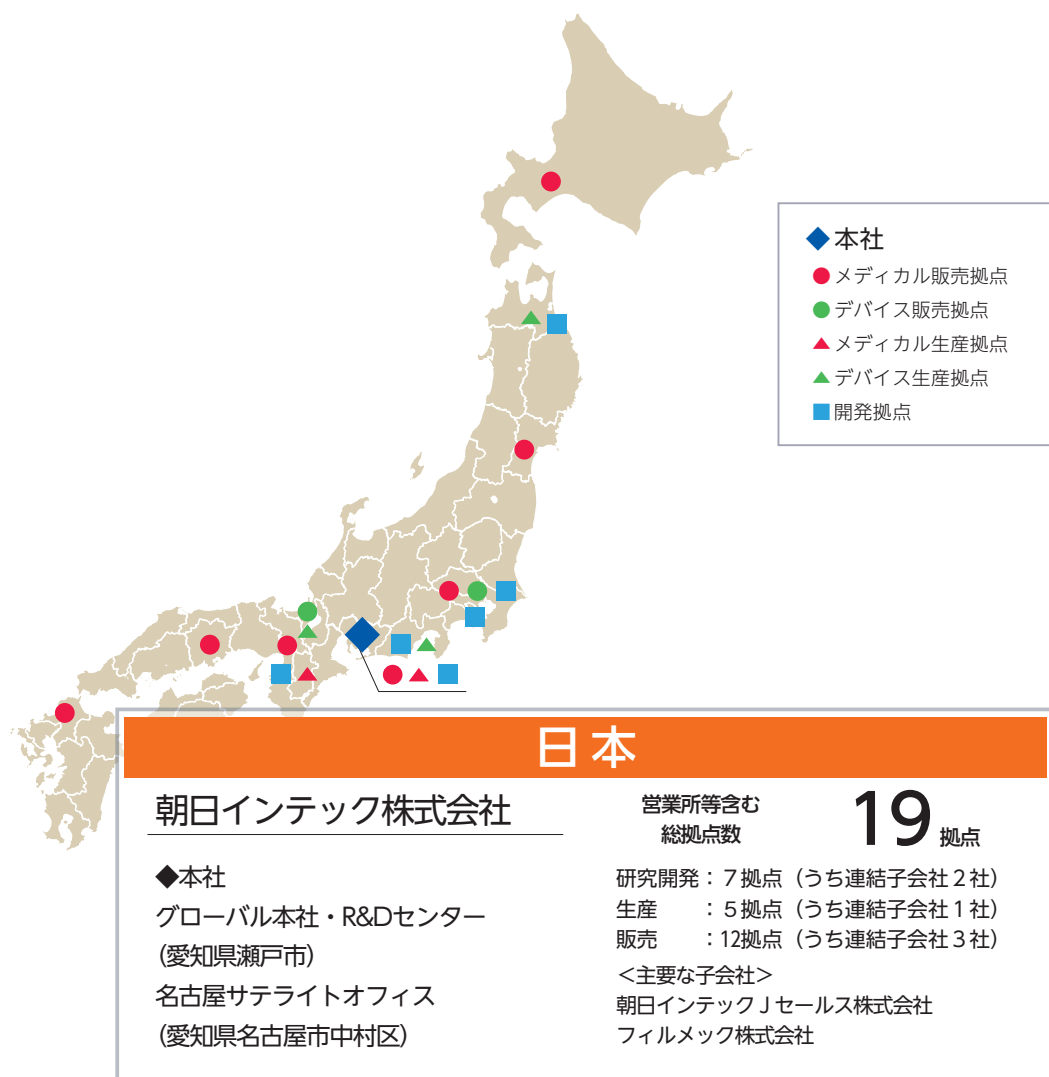
3. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況

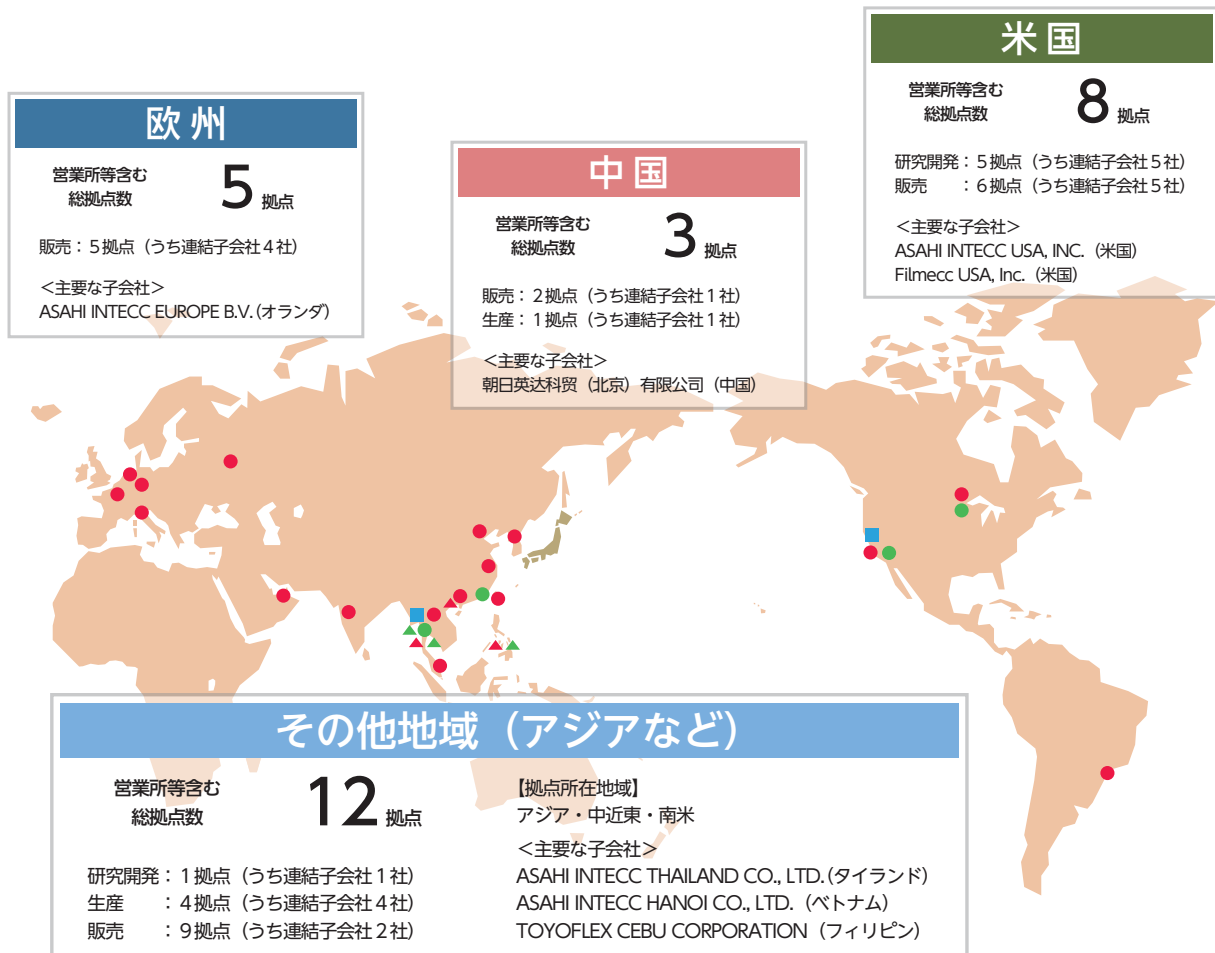
(1) 営業所及び工場の状況

日本：研究開発・試作

海外：生産拠点

日本においては原則として研究開発・試作に特化し、生産(量産)は全て海外工場にて実施





- (注) 1. 1 拠点で複数の機能を有する場合があります。
2. 非連結子会社の拠点については拠点数に含めておりません。

(2) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	
メデikal事業	5,781	(86)
デバイス事業	3,904	(94)
全社 (管理)	492	(4)
合計	10,177	(184)

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。
 2. 使用人数欄の () は外書であり、臨時雇用者の年間平均雇用人員を記載しております。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	867名	47名増	38.3才	8.2年
女性	418名	42名増	35.9才	6.0年
合計	1,285名	89名増	37.5才	7.5年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、関係会社への出向者は含まれておりません。
 2. 上記のほか、アルバイト及びパートタイマー137名 (1日7時間45分換算による年間平均) を雇用しております。

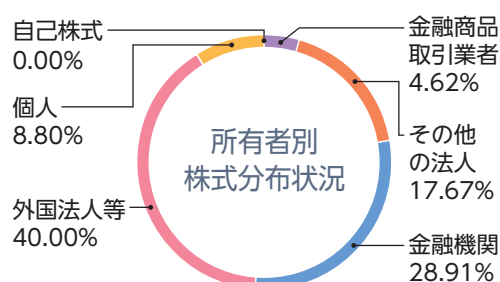
4. 主要な借入先及び借入額

当連結会計年度末における借入金残高は66億33百万円ですが、そのうち主要な借入先と借入金残高は次のとおりであります。

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社みずほ銀行	3,177
株式会社三菱UFJ銀行	1,612
株式会社三井住友銀行	1,000
株式会社あいち銀行	399
株式会社名古屋銀行	399
株式会社日本政策投資銀行	43

Ⅱ. 当社の株式に関する事項（2026年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 800,000,000株
2. 発行済株式総数 265,332,300株
(自己株式7,977株含む)
3. 株主数 12,906名
4. 大株主（上位10名）



株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	37,549,900	14.15
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	23,089,600	8.70
ボウエンホールディングス株式会社	23,084,032	8.70
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON	7,776,529	2.93
アイシーエスピー有限公司	7,200,000	2.71
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,796,549	2.56
宮 田 昌 彦	5,823,800	2.19
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	5,104,803	1.92
宮 田 憲 次	5,077,200	1.91
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,931,738	1.85

（注）持株比率は、自己株式（7,977株）を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

2025年5月15日開催の取締役会において決議しましたとおり、会社法第165条第3項の規定に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得対象株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	6,301,300株
株式の取得価額の総額	14,999,843,461円
取得期間	2025年5月16日から2025年10月30日まで（約定ベース）
取得方法	取引一任契約に基づく東京証券取引所における市場買付

②自己株式の消却

2025年5月15日開催の取締役会において決議しましたとおり、会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却対象株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	6,301,300株
消却した日	2025年11月28日

Ⅲ. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	62百万円
---------------------------	-------

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円
-----------------------------------	-------

- (注) 1. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当該金額について、当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討及び経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
4. 当連結会計年度における上記の報酬以外に、前連結会計年度に係る追加報酬が3百万円あります。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由の報告を行います。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

IV. 業務の適正を確保するための体制

1. 決議の内容概要

当社は、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」とします。）の会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに規定する体制（以下「内部統制システム」とします。）の整備に関する会社方針として、取締役会において次のとおり決議いたしました。

（1）当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社の取締役は、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する透明性の高い経営体制の確立に努めるとともに、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合し、かつ効率的であることを確保する。
- ②当社は、当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款を遵守して事業活動を行う企業風土を構築するため企業行動憲章を制定し、同憲章に則り、各取締役は自ら率先垂範し行動するとともに、当社グループ内への周知徹底を図る。
- ③当社グループの取締役及び使用人は、法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、又はその旨の報告を受けた場合は、直ちに当社の取締役に報告するものとする。また監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、当社グループの法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定と実施を求めることができる。
- ④当社グループは、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、組織全体で毅然とした態度で臨むことを当社グループの取締役及び使用人に対して周知徹底するとともに、反社会的勢力排除のための体制を整備し運用する。
- ⑤当社の社長直属組織である内部監査室は、当社グループの内部統制システムの有効性をモニタリングするとともに、法令、定款及びコンプライアンス遵守体制を調査検証する。
- ⑥当社グループの法令定款違反その他のコンプライアンスに関する事実を発見した場合の報告制度として、当社は内部通報規程を制定し、社外の弁護士等を直接の情報受理者とする内部通報システムの運用を行う。当社は、内部通報を受けた事項のうち重要事項については、監査等委員を含む取締役に報告を行う。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①秘密情報取扱規程に基づき、取締役から臨時雇用者に至るまで、全ての役員及び職員を対象として、情報をリンク付けし、取扱方法、権限等を定め管理体制を整備する。
- ②文書保存規程において、文書の重要度に応じた保存期間を定め、その期間は閲覧可能な状態を維持する。

（3）当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の取締役会は、当社グループの業務執行に重大な影響を与えるリスクの予防と発生した損失の管理のため、危機管理規程、関係会社管理規程等の各種規程を整備し、当社グループ全体に対する横断的なリスク管理体制を整備する。
- ②当社グループにおける日常の業務遂行に関わる通常のリスク管理は、職務権限規程に基づき各部門が付与された権限の範囲内で適切に行う。
- ③当社の管理本部の各部門が、専門知識と各業務プロセスに精通した知見を基に当社グループ各部門のリスク管理の状況の検証と確認を行い、問題を発見したときは取締役会に報告する。
- ④当社グループに天災等の不測の重大事態が発生した場合は、危機管理規程に基づき、当社社長を本部長とする災害対策本部を設置し、同本部が統括して危機対応にあたり、損害及びその拡大を防止する。

（4）当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また当社グループの取締役（社外取締役を除く。）及び当社の執行役員の参加する経営執行会議を毎月1回開催し、業務執行に関する協議を行う。
- ②当社グループの事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、当社グループの取締役（非業務執行取締役を除く。）はその方針に基づき業務を執行する。
- ③当社グループの取締役（非業務執行取締役を除く。）は、業務の執行について、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等により使用人への啓蒙、権限委譲、業績評価等を通じ業務の効率的執行を図る。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- ①当社は、子会社に適用される関係会社管理規程により、子会社の重要事項については、当社に承認、報告又は助言を求める扱いとし、また子会社の重要案件についてはその内容に応じて当社経営執行会議・取締役会に付議する扱いとする等の体制を敷くことで、子会社の業務の適正を確保する。
 - ②当社は、グループ会社担当役員を任命し、各子会社の業務執行を管掌する。
 - ③当社グループの取締役は、子会社において法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに当社の取締役に報告する。
 - ④当社の監査等委員会及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ①監査等委員会は、内部監査室に属する使用人を監査等委員会補助者として、その職務を行う上で必要な指示・命令を行うことができる。
 - ②監査等委員会補助者は、上記①による業務のほか、監査等委員会の職務及び運営等に関する事務を担当する。
- (7) 前(6)の取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員を除く。)からの独立性に関する事項並びに前(6)の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査等委員会補助者は、監査等委員会より指示・命令を受けた補助業務に関し、他の取締役から独立した使用人として、監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下で、その職務を遂行する。
 - ②監査等委員会補助者の評価、任命及び異動は、監査等委員会の同意を必要とする。
- (8) 当社グループの取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制
- ①当社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
 - ②子会社の取締役、監査役及び使用人は、当該子会社に重大な損害を及ぼす事項又は法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、当社の取締役、使用人に直ちに報告する。報告を受けた者が当社の取締役又は使用人である場合は、これを直ちに当社監査等委員会に報告する。
 - ③当社の取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査等の予定日を監査等委員会に報告する。
- (9) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ①当社グループは、監査等委員会に報告をした当社グループの取締役、監査役又は使用人(以下「通報者」という。)の異動、人事評価及び懲戒等において、当該報告を理由として通報者を不利益に取扱わない。
 - ②当社グループは、通報者の異動、人事評価及び懲戒等に関し、監査等委員会がその理由の開示を求めた場合は、これに応じる。
- (10) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が職務の執行について生じる費用の前払い、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものではないことを証明できる場合を除いて、これに応じる。
- (11) その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①全取締役(監査等委員を除く。)は、監査等委員会の求めに応じ個別面談を受け、取締役の善管注意義務、忠実義務並びに法令及び定款の遵守状況等について報告するとともに、職務を誠実に遂行した表明として「取締役職務執行確認書」に署名のうえ、毎期末に監査等委員会宛に提出する。
 - ②取締役会議案は、内容の事前把握のため、取締役会開催日前に全監査等委員に配布する。
 - ③取締役会議案以外の重要案件は、稟議書決裁後、監査等委員会補助者を通じて速やかに監査等委員に報告する。
- (注) 2026年7月1日より上記「内部統制システムの整備に関する会社方針」から一部改定しております。その改定内容は、監査等委員会事務局の新設に伴う監査等委員会補助者に関する定めの変更になります。

2. 体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムは、上記の基本方針に則った体制を整備し、適切に管理しております。主な取組みは次のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ①当社グループは、当社グループにおける法令違反等を発見し是正するため、内部通報制度として「ASAHIグループコンプライアンスホットライン」を設け、社内及び社外の窓口を通じて相談・通報を受け付けております。海外拠点においては拠点ごとに相談や通報を受け付ける窓口を設けております。
- ②内部通報制度の活用を促すため、内部通報規程に通報者が当該規程に基づく通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けないことを明記するとともに、社内イントラネット及び社内報を通じて周知を行っております。

(2) リスク管理体制

- ①BCP基本方針のもと、想定リスクを定め、リスク管理の取組みを推進するとともに、緊急時には、危機管理規程により、緊急時の対応を定めております。
- ②災害や事故等の不測の事態に備え、定期的に防災訓練や安否確認システム訓練などを実施しております。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保

- ①当社グループにおける業務の適正の確保につきましては、当社の管理部門にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、関係会社管理規程に従い子会社に業務執行内容の定期報告を実施させるとともに、重要案件についての協議を行っております。
- ②会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項等のリスク情報の報告体制を明確化・強化するとともに、当社グループの損益に影響を及ぼす重大案件については、当社取締役会において検討・協議を行っております。
- ③内部監査室は、年度監査方針に基づき監査実施計画を策定した上で、各子会社に対する内部監査を実施し、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

(4) 取締役の職務執行

- ①取締役会は、取締役（監査等委員を除く。）9名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（全員が社外取締役）から構成され、法令・定款が定める重要事項や経営課題について審議・決定をしております。
- ②取締役会は当事業年度13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況の監督を行い、活発な意見交換が行われており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

(5) 監査等委員会の職務執行

- ①監査等委員は、取締役会に出席するほか、経営執行会議等の重要会議の議事録の閲覧又は監査等委員会補助者を出席させ共有させることにより、監査等委員会が監査等の職務に必要な情報を収集し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- ②監査等委員会は、内部監査室が実施する内部監査の報告を受けるとともに、内部監査室と連携し、各事業所、子会社等の監査を効率的に実施しております。
- ③会計監査人と定期的に連絡会を開催し、情報を交換しております。

V. 会社の支配に関する基本方針

1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社といたしましては、当社グループの企業価値と株主共同利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大量買付行為を行おうとする者に対して、株主の皆様が当該行為の是非を適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で、取締役会の意見などを開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報確保に努めるほか、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいり所存です。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるために、以下の取組みを実施しております。

(1) 経営理念

当社グループは、研究開発型企业として、医療及び産業機器分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現するとともに、広く社会に貢献することを企業理念としております。また特に、当社グループの医療機器分野事業は、主に、傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えており、今後も、社会に貢献できる企業であり続けることで、社会からも市場からも評価される企業として、更なる成長を遂げたいと考えております。

(2) 当社の強みと企業価値の源泉

当社は、1976年の創業以来、産業機器分野において極細ステンレスワイヤーロープの開発・製造・販売に注力し、国内トップシェアを確立してまいりました。1991年には医療機器分野に進出し、1992年には国内初の心筋梗塞の治療に使用される「循環器系治療用PCIガイドワイヤー及びガイディングカテーテル」の製品化に成功、更にはこれまで外科手術の領域とされておりましたCTO領域についても治療が可能な循環器系治療用PCIガイドワイヤーの開発に成功するなど、現在では、当社製品の循環器系治療用PCIガイドワイヤーは、国内市場においてトップシェアを確立するに至っております。このように当社が成長を続けてきた主な要因は、当社がこれまで長年にわたって蓄積し培ってまいりました「技術力」にあると考えております。

これら「技術力」の核となる主な技術内容は、伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、樹脂コーティング技術、トルク技術の4つのコアテクノロジーで構成されており、これらの技術をベースに原材料から製品まで一貫生産できることが当社の強みです。また、素材から完成品まで自社内で対応できるという強みは、当社が産業機器分野を有しているからであり、これにより、医師などのユーザーのニーズに対応した製品の開発・提供をスピーディに実施することが可能になります。

研究開発・製品開発を担う人材、あるいはそこに的確なニーズを還元する営業・マーケティング体制・仕組みは当社の企業価値を高めていく上で特に重要です。これらは当社経営陣の求心力・迅速な意思決定力、企業風土・カルチャー、ステークホルダー間の有機的なバランスがあってこそ、その効果が極大化されるものと考えます。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして位置付け、経営の透明性の向上と監督機能の強化、企業価値向上に向けた適切なインセンティブ付けに取り組んできました。

2005年より長期的な業績向上に連動する性質を持つ報酬として自社株取得目的報酬制度を導入し、2009年よりストックオプション制度をスタートさせました。また、2013年から複数の社外取締役を選任しております。

そして、2016年9月28日開催の第40回定時株主総会において定款の一部を変更し、監査等委員会設置会社に移行しており、2026年6月30日時点では取締役全12名中5名（構成比41.7%）が独立した社外取締役であり、取締役会の独立性は一段と向上しております。

また、当社の取締役の指名及び当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関し、社外取締役の適切な関与・助言を得ることにより、公正性及び客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的として、2019年9月に報酬諮問委員会を設置し、2020年6月にその機能を拡張し、指名・報酬諮問委員会を設置いたしております。

3. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記基本方針の実現に資する取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させるもので、当社の基本方針に沿うものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

1 連結貸借対照表 [2026年6月30日現在]

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	121,569	流 動 負 債	32,124
現金及び預金	64,264	支払手形及び買掛金	4,652
受取手形及び売掛金	18,923	電子記録債務	1,242
電子記録債権	2,080	短期借入金	2,357
商品及び製品	10,111	未払金	2,602
仕掛品	10,482	未払法人税等	7,416
原材料及び貯蔵品	9,240	賞与引当金	4,062
その他の流動資産	6,791	その他の流動負債	9,790
貸倒引当金	△325	固 定 負 債	11,803
固 定 資 産	96,716	長期借入金	4,275
有形固定資産	63,087	繰延税金負債	1,938
建物及び構築物	34,518	役員退職慰労引当金	19
機械装置及び運搬具	9,171	退職給付に係る負債	3,147
土地	7,841	資産除去債務	201
建設仮勘定	4,700	リース債務	2,031
その他の有形固定資産	6,854	その他の固定負債	189
無形固定資産	5,118	負債合計	43,927
その他の無形固定資産	5,118	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	28,510	株 主 資 本	149,148
投資有価証券	24,251	資本金	18,860
関係会社株式	0	資本剰余金	18,872
繰延税金資産	1,641	利益剰余金	111,434
その他の投資その他の資産	3,519	自己株式	△18
貸倒引当金	△901	その他の包括利益累計額	24,258
資産合計	218,285	その他有価証券評価差額金	2,429
		為替換算調整勘定	21,601
		退職給付に係る調整累計額	227
		非支配株主持分	951
		純資産合計	174,358
		負債純資産合計	218,285

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 連結損益計算書 [自 2025年7月1日 至 2026年6月30日]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		145,419
売上原価		42,972
売上総利益		102,447
販売費及び一般管理費		57,228
営業利益		45,218
営業外収益		
受取利息	220	
受取配当金	89	
補助金収入	241	
その他の営業外収益	196	747
営業外費用		
支払利息	133	
自己株式取得費用	94	
為替差損	258	
貸倒引当金繰入額	156	
その他の営業外費用	137	780
経常利益		45,185
特別利益		
投資有価証券売却益	1,527	1,527
特別損失		
減損損失	1,061	
投資有価証券評価損	156	
関係会社株式評価損	794	
その他の特別損失	6	2,018
税金等調整前当期純利益		44,695
法人税、住民税及び事業税	12,581	
法人税等調整額	△37	12,544
当期純利益		32,150
非支配株主に帰属する当期純利益		75
親会社株主に帰属する当期純利益		32,075

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3 連結株主資本等変動計算書

[自 2025年7月1日 至 2026年6月30日]

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年7月1日残高	18,860	21,779	97,947	△4,453	134,134
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△6,534		△6,534
親会社株主に帰属する 当期純利益			32,075		32,075
自己株式の取得				△10,553	△10,553
自己株式の消却		△2,907	△12,080	14,988	—
連結範囲の変動に伴う 子会社剰余金の増加高			26		26
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△2,907	13,487	4,434	15,014
2026年6月30日残高	18,860	18,872	111,434	△18	149,148

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年7月1日残高	2,008	14,315	99	16,424	795	151,354
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△6,534
親会社株主に帰属する 当期純利益						32,075
自己株式の取得						△10,553
自己株式の消却						—
連結範囲の変動に伴う 子会社剰余金の増加高						26
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	420	7,285	127	7,834	155	7,989
連結会計年度中の変動額合計	420	7,285	127	7,834	155	23,004
2026年6月30日残高	2,429	21,601	227	24,258	951	174,358

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

(2) 主要な連結子会社の名称

ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.

ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.

TOYOFLEX CEBU CORPORATION

フィルメック株式会社

朝日インテック J セールス株式会社

ASAHI INTECC USA, INC.

Filmecc USA, Inc.

朝日英達科貿（北京）有限公司

ASAHI INTECC EUROPE B.V.

当連結会計年度において、ニッタモールド株式会社及びその子会社NITTA M&T(THAILAND)CO., LTD.を重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社名

日本ケミカルコート株式会社

フィカス株式会社

株式会社walkey

レイクR&D株式会社

株式会社マグネア

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社5社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

日本ケミカルコート株式会社

フィカス株式会社

株式会社walkey

レイクR&D株式会社

株式会社マグネア

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社7社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、朝日英達科貿（北京）有限公司、朝日英達医療器械（南宁）有限公司及びASAHI INTECC CIS LLCの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たってこれらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

原価法

ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

イ. 商品及び製品、

主に総平均法による原価法

仕掛品、原材料

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、当社及び国内連結子会社は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産(注)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(注)「リース資産」は、有形固定資産「その他の有形固定資産」に含めて表示しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

当社は、2005年9月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内(12年)による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

メディカル事業においては医療用製品の販売、デバイス事業においては産業用製品の販売を主として行っております。これらの販売については、主として顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。

当社グループの製品の販売契約における対価は、顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1カ月～3カ月で代金を回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他の包括利益累計額の為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

5年～20年間の定額法により償却を行っております。

Ⅱ. 会計方針の変更に関する注記

（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等の適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号2024年3月22日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

Ⅲ. 表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めておりました「自己株式取得費用（前連結会計年度8百万円）」、「貸倒引当金繰入額（前連結会計年度9百万円）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

Ⅴ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 64,767百万円

Ⅵ. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失関係

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社 (場所)	用途	種類	減損損失 (百万円)
朝日インテック株式会社 (愛知県瀬戸市)	事業用資産	その他の投資その他の資産	1,061

当社グループは、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。

これまで、マグネデザイン株式会社との製品共同開発を株式会社マグネアとともに進めてまいりましたが、当連結会計年度において販売・開発計画の見直しを行いました。この見直しに伴い、今後の経営環境及び事業計画を勘案した結果、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなったことから、その他の投資その他の資産の減損損失を計上しております。

回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、将来計画を見直した結果、当該資産の利用によるキャッシュ・インフロー(収入)よりも、維持・運用するために必要なキャッシュ・アウトフロー(支出)の方が大きく、使用価値はゼロとして算定しております。

Ⅶ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 265,332,300株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	6,534	24.23	2025年6月30日	2025年9月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2026年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	12,799	48.24	2026年6月30日	2026年9月30日

(注) 1株当たり配当金の内訳 普通配当 42円21銭 記念配当 6円3銭

Ⅷ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品で運用し、資金調達については、基本的に銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。なお、当連結会計年度においてデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。外貨建の営業債権及び営業債務は為替リスクに晒されております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金は全て1年以内の支払期日であり流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）が存在しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高（限度額）管理を行うとともに、新規取引開始時・与信限度額改定時においては、取引先の信用状況に照らして与信限度額が適切であるかどうかの判断を行い、また、主要な取引先の信用状況を毎期把握し、変化した信用状況に照らして与信限度額が適切であるかどうかを見直す体制を整備しております。

デリバティブ取引については、取引先として高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクは僅少であると認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権及び営業債務並びに貸付金に係る為替変動リスクについては、通貨別に把握・管理し、外貨建資産及び負債の残高を対応させることにより、為替変動リスクの低減を図っております。

市場価格の変動リスクに晒されている株式は、いずれも業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握する体制を整備し管理しております。

債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクが存在する営業債務や借入金は、グループ各社が取引先ごとの期日及び残高を把握するとともに、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません（（注）参照）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券 其他有価証券	22,421	22,421	—
資産計	22,421	22,421	—
長期借入金（1年内返済予定分も含む）	6,633	6,545	△88
負債計	6,633	6,545	△88
デリバティブ取引	—	—	—

（注1）非上場株式等（連結貸借対照表計上額1,829百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額0百万円）は、上記には含めておりません。

（注2）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,331百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式 債券	4,348 —	— 18,073	— —	4,348 18,073
資産計	4,348	18,073	—	22,421

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定分も含む）	—	6,545	—	6,545
負債計	—	6,545	—	6,545

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

投資有価証券

これらの時価について、上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。当社が保有する主な上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、主な債券は、取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IX. 収益認識関係に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(1) 種類別の内訳

	報告セグメント（百万円）		
	メディカル事業	デバイス事業	計
循環器	94,778	—	94,778
非循環器	24,370	—	24,370
OEM	7,650	—	7,650
医療部材	—	11,859	11,859
産業部材	—	6,760	6,760
合計	126,798	18,620	145,419

(2) 地域別の内訳

	報告セグメント（百万円）		
	メディカル事業	デバイス事業	計
日本	17,111	3,732	20,844
北米	26,186	6,624	32,811
欧州	27,873	575	28,449
中国	37,417	564	37,982
その他	18,209	7,122	25,332
合計	126,798	18,620	145,419

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

	契約負債の残高等
契約負債（期首残高）	9,184百万円
契約負債（期末残高）	5,204百万円

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,184百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が3,980百万円減少した理由は、前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	653円57銭
1株当たり当期純利益	120円59銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(単位：百万円)

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書 [自 2025年7月1日 至 2026年6月30日]

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		99,750
売上原価		38,458
売上総利益		61,291
販売費及び一般管理費		29,508
営業利益		31,783
営業外収益		
受取利息	212	
受取配当金	3,953	
有価証券利息	133	
為替差益	669	
その他の営業外収益	149	5,118
営業外費用		
支払利息	325	
自己株式取得費用	94	
貸倒引当金繰入額	358	
その他の営業外費用	148	926
経常利益		35,975
特別利益		
投資有価証券売却益	1,527	1,527
特別損失		
減損損失	1,061	
投資有価証券評価損	156	
関係会社株式評価損	794	
その他の特別損失	6	2,018
税引前当期純利益		35,485
法人税、住民税及び事業税	9,257	
法人税等調整額	△568	8,688
当期純利益		26,796

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3 株主資本等変動計算書

[自 2025年7月1日 至 2026年6月30日]

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		
						圧縮積立金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金
2025年7月1日残高	18,860	18,753	2,907	21,661	39	560	75	70,095
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								△6,534
圧縮積立金の取崩						△21		21
当期純利益								26,796
自己株式の取得								
自己株式の消却			△2,907	△2,907				△12,080
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	△2,907	△2,907	—	△21	—	8,203
2026年6月30日残高	18,860	18,753	—	18,753	39	538	75	78,298

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計				
2025年7月1日残高	70,770	△4,453	106,839	2,001	108,840
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	△6,534		△6,534		△6,534
圧縮積立金の取崩	—		—		—
当期純利益	26,796		26,796		26,796
自己株式の取得	—	△10,553	△10,553		△10,553
自己株式の消却	△12,080	14,988	—		—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				420	420
事業年度中の変動額合計	8,181	4,434	9,708	420	10,129
2026年6月30日残高	78,952	△18	116,547	2,421	118,969

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②満期保有目的の債券

原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品、総平均法による原価法

仕掛品、原材料 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

②貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 8 年～47 年

機械及び装置 7 年～10 年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいております。

(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(注)「リース資産」は、有形固定資産「その他の有形固定資産」に含めて表示しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内（12 年）による定額法により費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

2005 年 9 月をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、制度廃止時に在任している役員に対する支給予定額であり、支給時期はそれぞれの役員の退任時としております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

メディカル事業においては医療用製品の販売、デバイス事業においては産業用製品の販売を主として行っております。これらの販売については、主として顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で、顧客に商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。

当社の製品の販売契約における対価は、当社の顧客との契約に基づき、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1カ月～3カ月で代金を回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

II. 会計方針の変更に関する注記

（「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」等の適用）

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第46号 2024年3月22日）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響は軽微であります。

III. 表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外費用」の「その他の営業外費用」に含めておりました「自己株式取得費用（前事業年度8百万円）」、「貸倒引当金繰入額（前事業年度9百万円）」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

IV. 会計上の見積りに関する注記

（関係会社貸付金の評価に関する重要な会計上の見積り）

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社短期貸付金 （一年内返済予定の長期貸付金を含む）	15,850百万円
関係会社長期貸付金	2,513百万円
関係会社貸付金に係る貸倒引当金	1,239百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社貸付金について、各関係会社の財務状況と債務弁済能力を検討して債権の区分を行い、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金として計上しております。

当事業年度において計算書類に計上した関係会社貸付金は主にTOYOFLEX CEBU CORPORATIONに対する14,400百万円であります。同社に対してはASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.及びASAHI INTECC HANOI CO., LTD.からの生産移管に係る設備投資資金及び運転資金として貸付を行っておりますが、当事業年度末においてその財務状況を把握し、営業活動から生じているキャッシュ・イン・フロー及び将来の事業計画に基づき債務弁済能力の評価を行った結果、債務の弁済に重大な問題が生じる可能性は高くないと判断しており、当該関係会社貸付金を一般債権に区分しており、個別に貸倒引当金の計上は不要と判断しています。

将来の事業計画においては、将来の販売数量の増加を主要な仮定としておりますが、将来の不確実な市場環境の変化により稼働率が低下する等、将来計画の見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において、同社に対する関係会社貸付金について貸倒引当金の計上による損失が発生する可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	15,827百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	22,686百万円
短期金銭債務	33,921百万円

VI. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	76,731百万円
仕入高	26,982百万円
その他の営業取引高	5,172百万円
営業取引以外の取引高	4,809百万円

2. 減損損失関係

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社 (場所)	用途	種類	減損損失 (百万円)
朝日インテック(株) (愛知県瀬戸市)	事業用資産	その他の投資その他の資産	1,061

当社は、管理会計上の単位を資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグループピングしております。

これまで、マグネデザイン株式会社との製品共同開発を株式会社マグネアとともに進めてまいりましたが、当事業年度において販売・開発計画の見直しを行いました。その見直しに伴い、今後の経営環境及び事業計画を勘案した結果、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなったことから、その他の投資その他の資産の減損損失を計上しております。

回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、将来計画を見直した結果、当該資産の利用によるキャッシュ・インフロー(収入)よりも、維持・運用するために必要なキャッシュ・アウトフロー(支出)の方が大きく、使用価値はゼロとして算定しております。

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式	1,964,677株	4,344,600株	6,301,300株	7,977株

(注) 1. 取締役会の決議に基づく自己株式の取得により、4,344,600株増加しております。

2. 取締役会の決議に基づく自己株式の消却により、6,301,300株減少しております。

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	399百万円
賞与引当金	649百万円
棚卸資産評価損	92百万円
貸倒引当金	484百万円
退職給付引当金	518百万円
減価償却費超過額	83百万円
投資有価証券評価損	855百万円
関係会社株式評価損	2,842百万円
減損損失	334百万円
その他	363百万円
繰延税金資産小計	6,625百万円
評価性引当額	△4,261百万円
繰延税金資産合計	2,364百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△965百万円
圧縮積立金	△247百万円
その他	△41百万円
繰延税金負債合計	△1,254百万円
繰延税金資産の純額	1,109百万円

VIII. 収益認識関係に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 VIII.収益認識関係に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

X. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社等

属 性	会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ASAHI INTECC THAILAND CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	原材料等の有 償支給 (注1)	3,101	未収入金	1,154
				製品、材料の 仕入等 (注1)	14,179	買掛金	2,848
子会社	ASAHI INTECC HANOI CO., LTD.	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	原材料等の有 償支給 (注1)	1,933	未収入金	743
				製品、材料の 仕入等 (注1)	7,451	買掛金	1,986
子会社	ASAHI INTECC USA, INC.	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売等 (注1)	6,291	売掛金	2,602
子会社	Filmecc USA, Inc.	間接 100.0%	当社製品の販売 資金の預かり 役員の兼任	製品の販売等 (注1)	8,844	売掛金	3,492
				利息の支払 (注3)	66	預り金	4,292
子会社	朝日英達科貿（北 京）有限公司	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品の販売等 (注1)	33,111	売掛金	3,833
子会社	朝日インテックJセ ールズ(株)	直接 100.0%	当社製品の販売 資金の預かり 役員の兼任	製品の販売等 (注1)	10,871	売掛金	3,336
				利息の支払 (注3)	24	預り金	5,787
子会社	TOYOFLEX CEBU CORPORATION	直接 100.0%	当社製品の製造 資金の援助 役員の兼任	製品、材料の 仕入等 (注1)	4,810	買掛金	2,096
				資金の回収 利息の受取 (注2)	500 141	短期貸付金	14,400
子会社	ASAHI INTECC EUROPE B.V.	直接 100.0%	当社製品の販売 資金の預かり 役員の兼任	製品の販売等 (注1)	17,402	売掛金	3,798
				利息の支払 (注3)	40	預り金	4,333
子会社	ASAHI Medical Technologies, Inc.	直接17.4% 間接82.6%	資金の預かり 役員の兼任	利息の支払 (注3)	54	預り金	3,364
子会社	KARDIA S.R.L	直接 90.0%	資金の預かり	利息の支払 (注3)	41	預り金	4,773

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

2. 子会社に対する貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 子会社に対する貸付及び子会社からの預りについては、CMS（キャッシュマネジメントシステム）にかかるものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
役員の 近親者	宮田尚彦 (注2)	被所有 直接0.2%	当社顧問	顧問報酬の支払 (注1)	36	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

顧問報酬額は、当社取締役会において決定しております。

2. 取締役会長宮田昌彦及び代表取締役社長宮田憲次の実父であり、当社の代表取締役会長として企業経営及び研究開発に携わってきた実績があり、長年の経験、知識、幅広い人脈等をもとに、当社に対して助言指導を行っております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	448円39銭
1株当たり当期純利益	100円74銭

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

朝日インテック株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重光 哲郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、朝日インテック株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、朝日インテック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年8月19日

朝日インテック株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 達治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 重光 哲郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、朝日インテック株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第50期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月19日

朝日インテック株式会社 監査等委員会
監 査 等 委 員 富田 隆司 ㊞
監 査 等 委 員 深谷 玲子 ㊞
監 査 等 委 員 森口 茂樹 ㊞

（注）監査等委員 富田隆司、深谷玲子及び森口茂樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上